

開 会	事務局長	ただいまから令和2年度第11回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-26の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-26についてご報告します。場所は■■■■より■■■■の方角へ約1kmの場所にあります。2月22日に■■■■委員とこの案件の申請者であります■■■■と私の三人で現地調査を行いました。譲渡人は高齢のため管理が困難であり譲渡することとしました。譲受人は申請地が自宅近くにあり管理がしやすいので耕作地を増やすこととしたそうです。土地登記簿謄本、公図の写し等添付されており、また現地の状況を調査しまして問題ないものと思われま。ご審議の程よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-27の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-27について報告します。場所は■■■■線沿いの■■■■から■■■■を■■■■へ■■■■のところにあります。調査日時ですが2月23日に■■■■委員と譲受人の■■■■同行のもと調査しました。譲渡人は高齢であり耕作することが困難となったため譲受人が譲り受けて農業経営の規模拡大を図るものです。所有権移転されても何ら問題ないと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-28の案件につきましては1月に空き家バンクに登録の段階で現地調査をお願い致しておりますので、今回は調査依頼を致しておりません。 続きまして3-29の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。3-29の案件について報告します。2月23日に■■■■委員とこの案件の代理人であります■■■■と現地を調査しました。現地は■■■■のところに

		<p>にあります。先ほど言われましたように[]は山林化しておりました。[]は何年か前にB判定で農業委員会から書類が来て今法務局へ手続きを行っているとのことでした。[]の田んぼは現状耕作をされていませんが草刈り等されており、中山間地域に入っていて今後も作付けはしないけど手入れは行っていくということでした。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3-30の案件につきまして、[]推進委員 お願いします。</p>
	[]番	<p>[]地区担当の[]です。受付番号3-30について報告します。場所は[]から[]位のところにありました。2月20日に[]委員同行のもと譲渡人に聞き取り調査をしました。申請農地の譲渡人は昨年から体調を崩されておりまして、高齢であり子供が農業をしないということで親戚に贈与することにしたそうです。どうか審議の程よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3-31の案件につきまして、[]推進委員 お願いします。</p>
	[]番	<p>[]地区担当の[]です。受付番号3-31について報告します。2月21日に私と[]委員と[]とで現地調査しました。場所は[]沿いの[]から[]ばかり下ったところにあります。[]の土地が隣にありまして一緒に管理するということです。何ら問題ないと思われま。審議の程よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	事務局長	<p>補足でございますが、3-29で[]推進委員が言われました農業委員会からの通知がきたというのは、現況写真でフラッグの立っていない土地でございます。[]につきましては平成12年に県のほうで転用許可が出ています。[]につきましては神石高原町になってから平成21年9月18日の4-4で転用許可が出ていますので今回の3条申請にはありません。それと先ほど中山間地域に入っていて作付けはしないと言われましたが、作付けしないと3条では認められません。中山間のほうは草刈りだけでよろしいかと思いますが、3条で認めた場合は経営ですので作付けをされなければいけない。3条の申請があった場合は許可証を出す時に一作一年として三作はつけて下さいというお願いをしているところでございます。先ほど言われました[]は本人さんにも今回農業委員会で3条が認められなければ取り下げして頂いて、来月に非農地証明を出すという相談を受けておりますので、今回経営が難しいということになれば取り下げて頂いて来月非農地証明を申請するという運びになろうかと思えます。また[]の現況写真を見て頂いたら</p>

		分かるんですが、イノシシが掘り上げて水が溜まっている状況でございます、 ■■■■ に近いところの一部は耕作できる状況かもしれませんが、上に行くほど耕作は難しいのではないかと思います。ご審議のほうよろしくをお願いします。
	■番	先ほど内藤局長から説明があって山林化しているよということで、農地として考えにくいということでその件が確認したかっただけなんです。
	事務局長	今言われたところは現況写真の8、9、10ページといったところになりまして、やる気になればできないことはないかもしれませんが、非常に難しいんじゃないかという気がしております、もし農業が三作難しいようなら山林化しておりますので申請者の方が取り下げて非農地証明を出すということは事前に説明しております。
	議 長	■■■■ は1520㎡のうち198㎡が宅地ということ？
	事務局長	198㎡が宅地です。 ■■■■ に本宅があって道を隔てた向う側に倉庫がありますのでこれが198㎡ではないかと思います。
	議 長	■■■■ の667㎡は何か？
	事務局長	これは田です。一部公衆用道路が入っています。667㎡が田で50㎡が公衆用道路、町道だと思います。ここはまだ地籍調査が登記できていませんのでこういったところがあるのではないかと思います。
	■番	■■■■ 地区は地籍調査が終わっていると思うんですが、この場合はどうなるんですか？地籍調査が終わって法務局が登記したら現況通りの山林に登記されると思うんですよ。
	事務局長	まだ法務局へ行っていないので、現状で非農地証明が出たら地籍はそれに合わせてもらわなくてはいけなくなります。前回出た牧のほうも申請は国調登記前の地番で出されていましたが、結局登記が出来まして4筆になっているというところがありますので、申請が出たら法務局では確認しております。ここはまだ法務局へ行っていませんので、こういった状況になっていると思われます。
	議 長	地籍のほうではどういう地目で整理している？
	事務局長	地籍の場合は現況主義ですので、これは作れんなと思ったら原野にするとかいうふうになっているのではないかと思います。課税が公衆用道路とか宅地をしているところは分筆していると思います。ですが今回申請者の方が国調の資料を見られておりません。法務局にも出されておらず本人から3条の申請をされたので議案に上げさせております。
	■番	■■■■ に確認ですが、下の4筆は中山間に入っていないということでもいいですか？
	■番	入っていません。
	■番	それでは今の4筆については非農地証明をご理解して頂くということで取り下げてもらって、残りの筆については3条で通してもらおうという形でどうでしょうか。
	■番	本人さんと話しをしたところ山林化しているので地目を替えたいとおっ

		<p>しゃっていましたので、下の4筆はそれでいいと思います。■■■■は3条を通してもらえるなら景観作物を植えてもらうよう話し合ってみてほしいと思います。</p>
	■■番	<p>非農地証明は譲渡人がするんですか？</p>
	事務局長	<p>非農地証明は譲渡人、所有者の方にして頂いて、うちのほうで証明証を出したらそれをつけてまず地目を替えて頂きます。そして現地確認の後地目が山林になったら農業委員会の許可はいりませんので、所有権移転をして頂くという運びになろうかと思えます。</p>
	議長	<p>それでよろしいですか？</p>
	全員	<p>よろしいです。</p>
	議長	<p>それではそのようにご指導をお願い致します。他にございませんか。</p>
	■■番	<p>3-31も同じで作物を植えられないと考えられますので、ふれておいた方がいいと思います。ここは作付けされるんですか？</p>
	■■番	<p>■■番■■番です。先ほどご指摘がありました、この■■■■の農地ですけどもすぐ横に■■■■が通っています。元々は■■■■をまたいで反対側のほうまで水田がありまして、国道工事の時に分断されて残っていた土地です。隣接する■■■■の土地を草刈り管理されておったところ、ここに別々の筆があるじゃないかということで双方でお話しをされて■■■■がこの土地を管理するということになり、今回の案件が出てきたものです。作物を付けるというよりは畦畔の管理をするということで私達は何ら問題ないと判断したんですが、よろしくご検討頂ければと思います。</p>
	事務局長	<p>今委員さんから説明がありましたが、国道に渡っての地番は地番が違いますので国道で分断された訳ではないと思います。道路の中に同じ地番があったんだと思うんですが、本人に確認したのは■■■■が■■■■の土地でありまして、■■■■が■■■■の土地になればここを埋めて一緒にして、畦畔で管理という作付けではないので中々難しくなってくるので、■■■■と一つにして作付けをすると同っています。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 3-29の■■■■につきましては今回取り下げて非農地の申請書を出して頂くということで、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第2号議案	議長	<p>続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお</p>

		ります。4-26の案件につきまして、 推進委員お願いします。
	 番	 番 担当の です。4-26、 は を 方面へ約3km位走って左方向、 のほうへ 入ったところでございます。 委員と2月23日に当家の 3名立ち合いの元現地を確認いたしました。始末書等出ております通 り、昭和55年より四十数年間と長きに渡り倉庫を設置され物置として 利用されております。現況として田に戻ることは不可能だと思いま すので、審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問があ りましたらお願いします。
	 番	推測で申し訳ないんですが、どう見ても昔から田として作っていなく て、農業用倉庫として届け出がなされているんじゃないかと思うん ですよ。そういうものについて4条の届け出が必要なのかと思うん ですが。
	事務局長	届け出はされていませんし、本人さんが農業用倉庫ではありません と言われました。会社経営されておましてその物置ではないかと思 います。40年前ですと県のほうの許可になりますけど、うちの筆の中 には入れる気はありませんし、農業用倉庫ではありませんと言 われましたので今回始末書をつけての申請とさせて頂いております。
	 番	そういうこともあるのかなという思いで言わせて頂きました。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り 許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議 長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。5-59につきましては、先ほど説明がござ いましたように、すでに へ対しての5条許可を出して おりますが の方に経営移譲された ようですので現地調査はお願い致して おりません。また、5-60につきましては、面積等の問題があり今 回は取り下げて登記完了後新たに再申請されるということで話しが ついているようですので、ご了解を頂きたいと思います。 ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り 許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議 長	続きまして議案第4号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指

		定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。6-4の案件につきまして、■■■■推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号6-4について報告します。場所は■■■■の場所にあります。2月21日に■■■■委員と私とで調査しました。申請者の■■■■は都合で来られないとのことでしたので連絡をして話しを聞きました。航空写真綴りの11ページの真ん中にある■■■■が空き家バンクに登録してある建物であります。申請地はそのすぐ下で草刈り管理はされていますが作付けはされておられません。登録要件等問題ないものと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第1号報告	議長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでございます。報告事項でありますので申請通りとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時43分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年3月26日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>